

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第117回）議事概要

1 日 時

令和3年11月19日（金）14時00分～15時10分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、  
西村 真由美、藤井 威生、山下 東子

（以上7名）

(2) 総務省

木村事業政策課長、川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、  
片桐消費者行政第一課長、  
河合料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐、  
瀬島料金サービス課課長補佐

(3) 事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3141号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法についての諮問に対する答申を行うもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について  
【諮問第3144号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見の結果を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行前に締結された同法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第2項第2号に適合しない移動電気通信役務の提供に関する契約の早期解消を図るため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正する省令案について、諮問を受けたもの。

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について  
【諮問第3145号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見の結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、情報通信審議会答申（IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方）を踏まえ、令和4年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料の算定方法の見直し事項を反映するため、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について諮問を受けたもの。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について  
【諮問第3146号】

審議の結果、本件について総務省において意見募集を実施し、提出された意見の結果を踏まえ、審議を行うこととした。

【内容】

本件は、「消費者保護ルールのある在り方に関する検討会報告書2021」（令和3年9月公表）を踏まえ、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）における消費者保護ルール規律の一部改正について諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 福田・望木

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：[ip-council@soumu.go.jp](mailto:ip-council@soumu.go.jp)